

浜松市入札後審査型一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事関連業務委託（以下「工事等」という。）に係る入札のうち、浜松市一般競争入札要領（以下「要領」という。）第5条第4項の規定により入札参加資格の有無の確定を入札後に行つて落札者を決定する一般競争入札（以下「入札後審査型一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 入札後審査型一般競争入札は、原則として要領第5条に掲げる参加資格を定めて行う制限付一般競争入札による工事等のうちから市長が指定するものとする。ただし、参加資格の確認が容易な工事等は入札後審査型一般競争の対象としない。

(公告)

第3条 入札後審査型一般競争入札の公告は、別記1の例による。

(入札参加者の決定)

第4条 市長は、工事等の入札に参加を希望する者から、公告の日の翌日から公告終了後2日以内でその都度定める期間内に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出させるものとする。この場合において、特定共同企業体については、浜松市建設共同企業体取扱要綱第11条第1号から第4号までに規定する書類を提出させるものとする。

2 市長は、確認申請書を提出した者について、確認申請書の記載内容に基づき入札参加資格の確認を行う。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限とし、結果は確認申請書提出期日後速やかに、文書で申請者に通知するものとする。なお、電子入札による場合は、電送により通知するものとする。

(落札候補者の決定)

第5条 市長は、開札の結果、最低制限価格を設ける場合においては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の者のうち最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けない場合においては、予定価格以下で最低の価格で入札した者。以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札を保留とする。

(入札参加資格の有無の確定)

第6条 市長は、落札候補者から、公告により指定した入札参加資格の根拠となる資料（以下「資料」という。）を電送又は持参により提出させ、入札前に確認した入札参加資格について改めて資料により審査し、入札参加資格の有無を確定する。

2 前項の規定により、入札参加資格の有無について審査を受けた結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の行った入札を無効とし、予定価格の範囲内において最低制限価格以上で入札を行った者のうち、最低価格入札者に次ぐ低価格で入札を行った者（最低制限価格を設けない入札にあつては予定価格の範囲内において入札を行った者のうち、最低価格入札者に次ぐ低価格で入札を行った者。以下「次順位者」という。）を落札候補者とするものとし、同項の規定と同様の手続を行うものとする。

3 前2項の規定は、次順位者に入札参加資格がないと認められた場合に準用する。

4 資料の提出期限は、第1項にあつては開札日の翌日から2日以内とし、第2項にあつては、通知の日から2日以内とする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する通知及び理由の説明)

第7条 前条の規定により入札参加資格がないと認められた者については、入札参加資格確認結

果を送付するものとする。

- 2 入札参加資格がないと認められた者は、前項の通知の日の翌日から2日以内にその理由等について電子入札システムにより電送する方法又は書面を持参することにより説明を求めることができる。
- 3 市長は前項の説明を求められたときは、その日から2日以内に文書により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合は、同項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により入札参加資格を有すると確認された者を落札者として決定する。

- 2 調査基準価格を設ける一般競争入札において落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回る時は、浜松市低入札価格取扱要領に基づき調査を行い、調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがないと認められる場合には前項の規定により落札者を決定する。また、履行がされないおそれがあると認められる場合は、同項の規定にかかわらずその者を落札者とし、次順位者を落札候補者として前条の規定を準用する。

(入札結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定により落札者を決定した場合は、入札参加者に対して入札結果を通知するものとする。

(準用)

第10条 この要領に定めのない事項については、要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月24日から施行する。
- 2 改正後の浜松市入札後審査型一般競争入札要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別記 1

浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付競争入札（入札後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

年 月 日

浜松市長

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

(課名・番号)

(2) 工事場所

(3) 工事概要

(4) 工期

(5) 予定価格 (事前公表する場合)

2 契約事項を示す場所

(1) 入札担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地
市(区) 課 電話 - -

(2) 契約担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地
市(区) 課 電話 - -

(2) 契約担当課 (1)に同じ(入札担当課と同じ場合)

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号)の規定により令和・年度の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が工事の等級に格付した者であること。

(3) 工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。.....(工事規模により削除)

(4) 平成 年度以降に、元請として 工事の施工実績を有すること(完成引渡し済のものに限る。)

(5) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。また、配置する技術者については、平成 年度以降に(4)に掲げる工事と同種の工事の施工経験を有する者であること。
なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

(6) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(7) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号に規定する暴力団をいう。) 暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (10) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。……(建設工事の場合)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (11) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

4 一般競争入札参加資格の確認

(1) 入札前に行う入札参加資格の確認

この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式-1)(以下「確認申請書」という。)を提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出日とし、入札前の基本的な確認の結果は提出期限日の翌日から日以内に通知する。なお、確認申請書の提出は電子入札システム(以下「システム」という。)による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾(紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)を提出)を得た場合は、別記の1により持参することができる。

(手続き中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)を提出し発注者の指示に従うこと。)

(2) 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認

開札の結果、落札候補者になった者は、指定する日までに入札後に発注者の指定する別記2(3)に掲げる入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

(3) 参加資格がないと認められた者の説明要求

ア 入札前に行う入札参加資格の基本的な確認において参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。

イ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から7日以内に行う。

(4) 入札前に行う入札参加資格の基本的な確認において参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 契約書案、入札心得及び設計書等について

(1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、

- 別記の3により閲覧させ又は貸出しをする。………（貸出す場合）
- (1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の3により閲覧させ又は入札情報サービス（以下「PPI」という。）に公開する。………（貸出さない場合）
- (2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。
- 6 現場説明会の日時及び場所等 現場説明会は、実施しない………（実施しない場合）
- 7 入札執行の日時及び場所等 入札執行の日時等は、別記の5により執行する
- 8 入札方法等
- (1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参して入札できる。
- (2) 必要な書類
- ア システムによる入札の場合 入札書及び工事費内訳書
- イ 紙入札による場合 入札書、工事費内訳書、委任状（代理の場合）
- なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 郵送による入札並びに(2)の文書を提出しない者の入札は認めない。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。………（予定価格を公表しない場合）
- (4) 入札執行回数は、1回を限度とする。………（予定価格を公表する場合）
- 9 調査基準価格及び最低制限価格………（最低制限価格を設定する場合）
- (1) この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。
- (2) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。
- 9 調査基準価格及び最低制限価格………（調査基準価格を設定する場合）
- (1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。
- (2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は落札候補者とししない。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- (4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
- ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。
- イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
- ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。
- エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。
- 10 入札保証金 この一般競争入札は、入札保証金を免除する………（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要としない案件の場合）
- 10 入札保証金 ……（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要とする案件の場合）
- (1) 納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等

(銀行又は市長の确实と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。)の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 令和 年 月 日

入札保証に係る書類の提出 令和 年 月 日

(3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、(別紙)建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

1 1 契約に関する特記事項

1の表に掲げる次の工事の請負契約にあたっては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。(議決事件の場合)

1 2 前金払、中間前金払及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領(平成23年4月1日施行)に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領(平成24年4月1日施行)に基づいて行う。

1 3 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者のした入札

(2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札

(3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札参加資格のある旨を確認された者であって、入札後に行う入札参加資格の詳細な審査において入札参加資格がないと確認された者の行った入札

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

1 4 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格)をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該

入札者を落札候補者とする。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の決定を行う。
- (3) 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

1.5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

- 1.6 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無

1.7 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。 (緩和対象の場合)

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。 (緩和対象外の場合)

別 記

1 入札前の一般競争入札参加資格確認申請等

(1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 令和 年 月 日()午前9時から令和 年 月 日(水)午後0時(正午)までのシステム稼動時間内とする。

イ 提出書類 確認申請書(様式 - 1)

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 令和 年 月 日()から令和 年 月 日()までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)

イ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

ウ 提出書類 確認申請書(様式 - 1)紙入札参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)

(3) 入札前の一般競争入札参加資格確認申請結果通知

令和 年 月 日()午後1時以降、システムによる申請については、システムにより通知することとし、紙申請による場合には書面により浜松市役所(財務部調達課)にて配付する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

(4) 入札前に行う入札参加資格の基本的な確認において入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 システムにより提出すること。紙入札による場合には持参すること。

イ 提出期限 令和 年 月 日()午後5時

ウ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

エ 回 答 令和 年 月 日()までに、システムにより通知する。(持参による場合は、上記期日以降に入札担当課へ通知書を取りに来ること。)

2 入札後に行う入札参加資格確認等

(1) 提出期間 通知を受け取った日から令和 年 月 日()午後5時まで(次順位者以降の者は別途指示する)

(2) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

(3) 提出書類 「同種工事の施工実績調書」(様式 - 2)及び「配置予定技術者等の資格・工事経験」(様式 - 3)

(4) 入札後の一般競争入札参加資格確認申請結果通知

令和 年 月 日()午後1時以降、システムによる入札者については、システムにより通知することとし、紙入札による場合には書面により浜松市役所(財務部調達課)にて配付する。

(5) 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 書面により持参すること。

イ 提出期限 令和 年 月 日()午後5時

ウ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

エ 回 答 令和 年 月 日()までに通知する。(上記期日以降に入札担当課へ通知書を取りに来ること。)

3 設計図書等の閲覧及び貸出し.....(貸出しがある場合)

(1) 閲覧期間及び貸出期間 令和 年 月 日()から同年 月 日()まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午前9時から午後5時まで

- (2) 貸出方法及び日数 1業者につき1部(無料)1日(貸出日の翌日午前9時まで)
- (3) 場 所 浜松市役所(財務部調達課)

3 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法.....(貸出しがなくPPIに公開する場合)

- (1) 閲覧期間及び公開期間 平成 年 月 日()から同年 月 日()まで(ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 閲覧場所 浜松市役所(財務部調達課)
- (3) 公開場所及び入手方法 PPIの当該案件のページからダウンロードして入手すること

4 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 システムにより提出することとし、紙入札による場合は持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間 令和 年 月 日()から令和 年 月 日()まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)

5 入札執行日時等

- (1) 入札書等受付期間
令和 年 月 日()から令和 年 月 日()までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)
- (2) 提出方法
 - ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること
 - イ 紙入札による場合
 - (ア) 提出場所 浜松市役所(財務部調達課)へ直接持参すること
 - (イ) 提出書類 入札書、工事費内訳書、委任状(代理の場合)
 - (ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続が出来なくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)及び入札書、委任状(代理人の場合)、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。
- (3) 開札の日時 令和 年 月 日() 時 分
- (4) 開札の場所 浜松市役所(入札室)

一般競争入札参加資格確認申請書

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	(課名 番号)		
工 事 場 所	浜松市 地内		
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

代表者	住所又は所在地
	商号又は名称
	代表者氏名

同 種 工 事 の 施 工 実 績 調 書

会社名

年度以降完成引渡しを受けた契約金額 万円以上の工事を元請(単独又は特定建設工事共同企業体の代表構成員に限る。)として施工した実績を記入すること。

工 事 名	
発注機関名	
施工場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
発注形態	
工事概要	

(注) 施工場所は、都道府県名及び市町村名等を、発注形態は、単体/特定建設工事企業体(出資比率)を記載してください。

契約書の写し(変更契約分含む。)または工事カルテ(竣工登録カルテ受領書の写しを含む)及び施工した内容がわかるもの(実施設計書の表紙又は設計図面等)を添付してください。

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名

氏名		
最終学歴		
法令による免許		
工事 経験	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	現場代理人・監理技術者
	工事概要	
現在従事している工事名等		

注1 配置予定技術者は、最低1名は必ず記載することし、2名以上申請する場合には、本様式を複写し、使用すること。

注2 当該工事と同種の工事（公共性のある工事）の施工経験を記載するとともに、その工事に配置されたことがわかる資料を添付すること。